

西尾市内学校体育施設スポーツ開放事業
学校体育施設利用にかかる誓約書

年度に西尾市内学校体育施設を利用するにあたり、下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 西尾市立小中学校体育施設スポーツ開放に関する規則等教育委員会が定める事項に従います。
- 2 登録団体員は、全員対物保障のあるスポーツ傷害保険に加入します。
- 3 にしお特別支援学校を利用する場合は、障害者手帳（種別不問）の写しを提出します。
- 4 施設は、登録団体員のみで利用します。
- 5 登録証及び利用許可書を他の団体等に貸与及び譲渡しません。
- 6 利用開始及び終了時間を厳守します。
- 7 備品は競技に必要なもののみ借用し、ボール等の消耗品は団体で用意します。
- 8 利用後は清掃及び借用器具を消毒のうえ元の場所に戻し、利用前の状態に復し退出します。
- 9 施設・設備・器具等を故意または過失により破損・亡失した場合、すみやかに教育委員会に報告し、必ず弁償します。
- 10 施設・設備の瑕疵により利用者に怪我・事故等が発生した場合、教育委員会に連絡します。
- 11 利用者が持ち込んだごみは必ず持ち帰り、学校敷地内に残しません。
- 12 学校敷地内及びその周辺で喫煙しません。
- 13 利用後は直ちに帰宅し、学校敷地内及び周辺で近隣住民に迷惑となる行為はしません。
- 14 利用許可以外の場所に立ち入りません。
- 15 その他、学校及び他人に迷惑をかけるような行為はしません。

上記内容を遵守できなかった場合、利用中止や団体登録の取消措置を講じることに異議ありません。

令和 年 月 日

西尾市教育委員会 矢

団体名

責任者名（自署）